

日本年金機構  
からの  
お知らせ



市県民税申告や所得税の確定申告の際に  
「平成26年分 公的年金等の源泉徴収票」  
をご利用下さい。

平成26年中に国民年金・厚生年金などの老齢または退職を支給事由とする年金を受けられた皆さまに、平成26年分として支払われた年金額や源泉徴収された所得税額などをお知らせする「平成26年分 公的年金等の源泉徴収票」が日本年金機構より1月中旬頃までに送付されています。

※「公的年金等の源泉徴収票」は、市県民税申告や所得税の確定申告を行う際に必要となります。

【源泉徴収票のお問い合わせ または 再交付受付】

● **ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165** (050で始まる電話でおかけになる場合は☎03-6700-1165)

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください(年金証書や額改定通知書など日本年金機構が送付した書類に記載されています)。

● **窓口での再交付は、最寄りの年金事務所へ**

※年金証書や額改定通知書など日本年金機構が送付した書類、本人確認ができる書類などが必要です。  
※ご本人以外の場合には委任状などが必要となります(詳しくは年金事務所にご確認ください)。

問合せ:コザ年金事務所 お客様相談室 ☎933-2267(自動音声案内となります)

**3月2日(月)は固定資産税第4期の納期限です。**

市税納期カレンダー

税目 期別	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期	4月30日	6月30日	6月2日
第2期	7月31日	9月1日	
第3期	12月25日	10月31日	
<b>第4期</b>	<b>3月2日</b>	2月2日	

**納税に困っている方は、  
早めにご相談を!**

失業などのやむを得ない事情や、本人や家族の病気などにより納付が困難な方は、休日相談窓口を開設しますのでご利用ください。

随時相談は随時、受け付けておりますので、ご連絡ください。

**休日納税相談窓口**

**3月15日(日)9時~17時**

問合せ・納付に関するご相談は 納税課 ☎893-4411 内線246~255

**軽自動車税が変わります**

国および地方における自動車関連税制の見直しに伴い、平成27年度の課税から、下記のように軽自動車税の税率が変更になります。

車種	用途	平成27年 3月31日までの登録車	平成27年 4月1日以降の登録車
		四輪以上	乗用
	貨物	自家用 4,000円 営業用 3,000円	5,000円 3,800円
三輪		3,100円	3,900円



問合せ:税務課 ☎893-4411 内線222